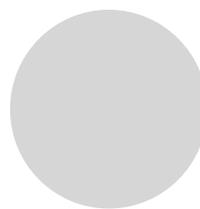




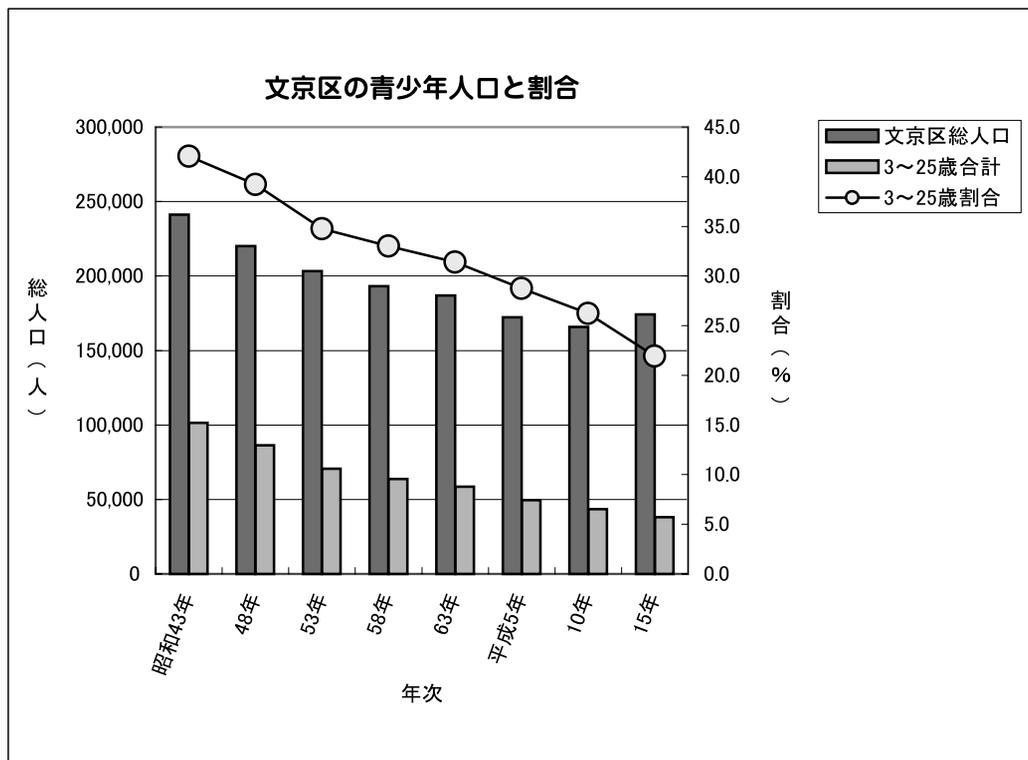
資料編



文京区の青少年人口と割合（3～25歳）

（統計資料 No. 1）

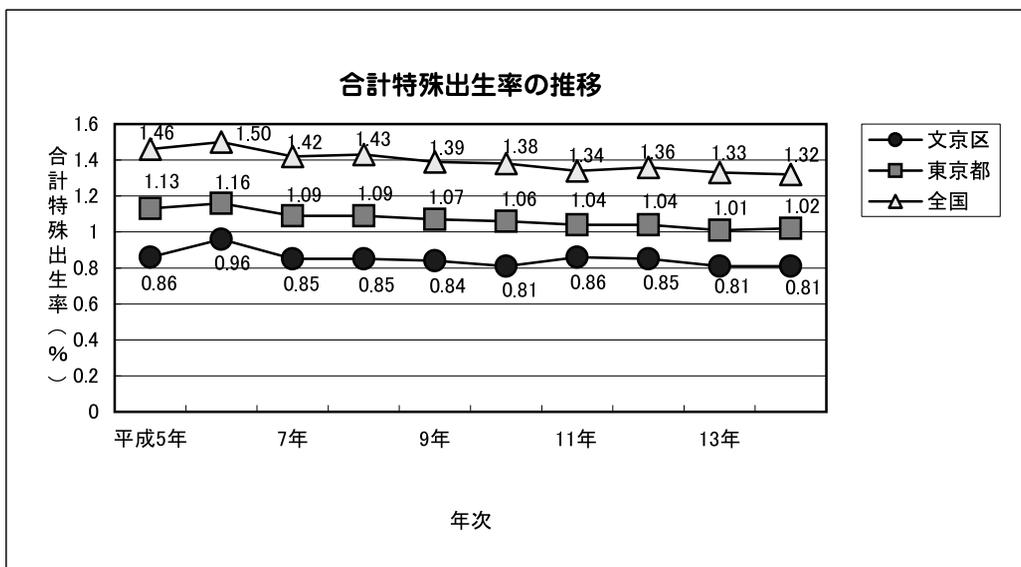
年次	昭和43年	48年	53年	58年	63年	平成5年	10年	15年
文京区総人口	241,264	220,104	203,231	193,194	186,960	172,270	165,864	174,183
3～25歳合計	101,459	86,348	70,642	63,812	58,679	49,528	43,494	38,208
3～25歳割合	42.1	39.2	34.8	33.0	31.4	28.8	26.2	21.9



資料：「文京の統計」 総務省統計局「人口推計」

文京区の合計特殊出生率の推移

（統計資料 No. 2）

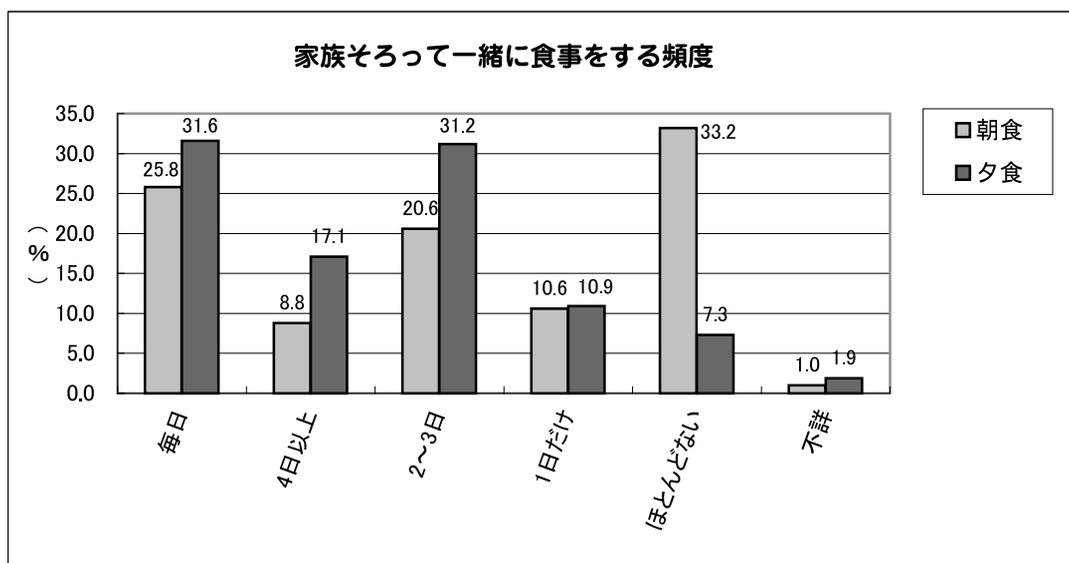


資料：「健康ぶんきょう21」

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数を表す。

🌱 家族そろって一緒に食事(朝食及び夕食)をする頻度(全国 平成13年度)

(統計資料 No. 3)



🌱 学習塾に行っている率(全国 平成13年度)

(統計資料 No. 4)

	総数	小学5年	小学6年	中学1年	中学2年	中学3年
行っていない	56.7	69.5	55.9	58.3	54.4	47.8
行っている	42.9	29.5	44.1	41.7	45.2	51.4
不詳	0.4	1.0			0.4	0.8

🌱 学習塾に通う理由(行っている児童のみ)(統計資料 No. 5)

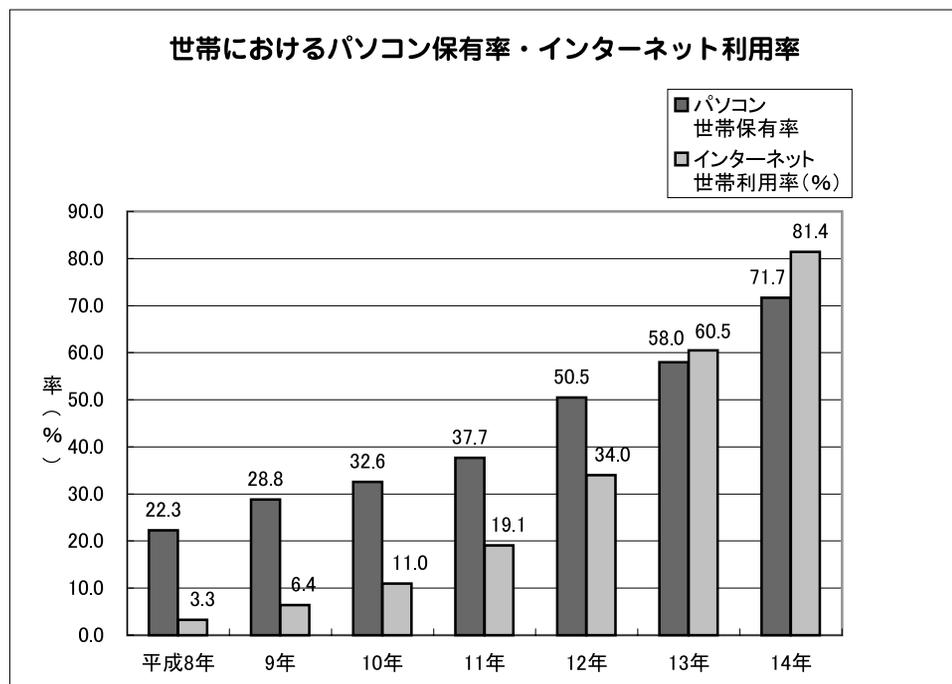
理由	%
行かないと勉強ができなくなるから	33.5
希望する学校へ行きたいから	27.2
親から行くように言われたから	18.3
友達といると楽しいから	7.5
友達が行っているので何となく	3.4
その他	7.1
不詳	3.0

調査対象：全国の3歳から中学3年生までの児童がいる世帯

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「平成13年度児童環境調査結果の概要」

🌱 世帯におけるパソコン保有率及びインターネット利用率（全国）

（統計資料 No. 6）



資料：総務省情報通信政策局「通信利用動向調査報告 世帯編」

🌱 年代別 インターネット利用形態別に見た行動者率（全国 平成13年）

（統計資料 No. 7）

	15歳以上人口 (千人)	インターネット利用の行動者率 (%)					
		インターネット 利用者総数	インターネット利用形態				商品・サービスの予約 購入、支払い等の利用
			情報交換	情報発信	情報収集	その他	
15～24歳	15,457	79.3	71.5	10.2	55.1	27.3	13.3
25～34歳	18,900	75.5	69.7	9.3	54.7	27.6	21.5
35～44歳	15,649	62.2	54.0	7.9	46.0	19.4	17.1
45～54歳	19,325	39.9	31.8	4.7	27.7	8.2	8.0
55～64歳	15,990	22.4	17.9	2.7	13.1	3.3	4.0
65歳以上	21,410	6.7	5.0	0.7	2.8	1.0	1.2

注) インターネット利用形態は複数回答

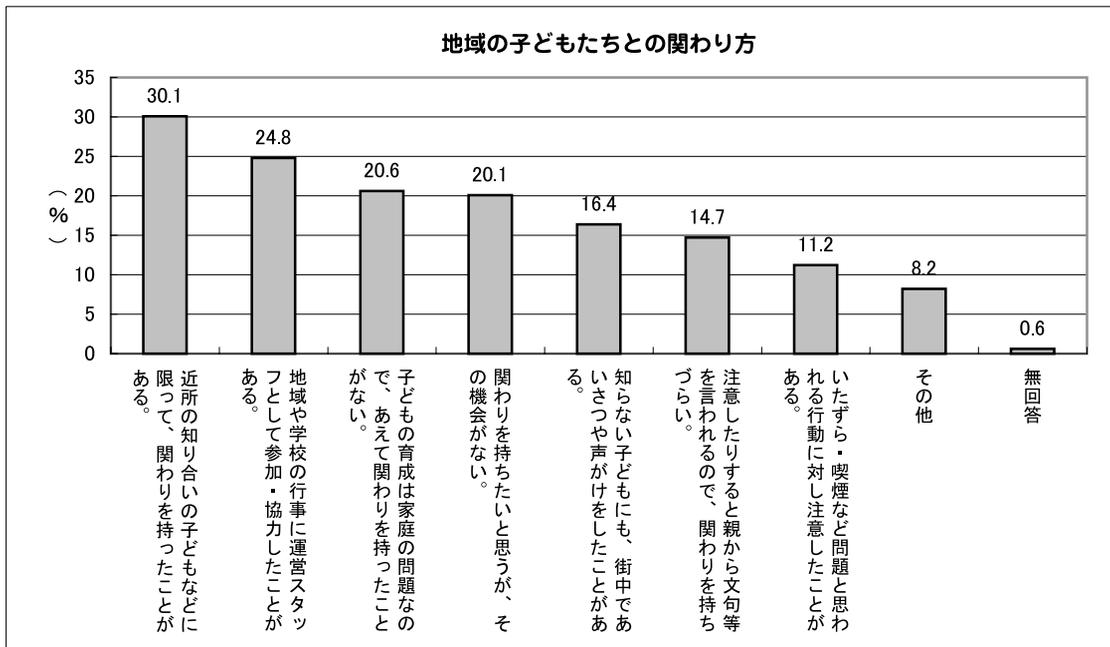
資料：総務省統計局「平成13年度社会生活基本調査報告 全国 生活行動編」

【地域の子どもたちとの関わり方】

（統計資料 No. 8-1）

（設問）

現在、地域社会と青少年の関わりが薄くなっているといわれていますが、あなたはこれまでに、自分の子ども以外の地域の子どもたちと、どのような関わりを持ったことがありますか。（複数回答可）

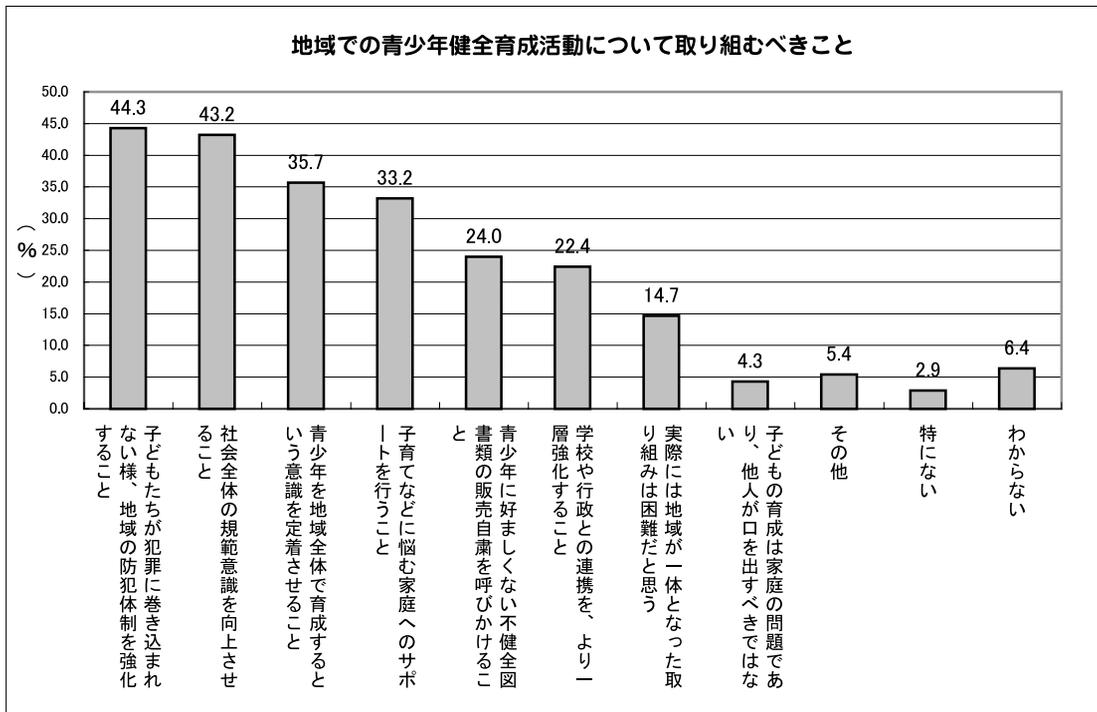


【地域での青少年健全育成活動について取り組むべきこと】

（統計資料 No. 8-2）

（設問）

地域の大人たちが子どもたちとの関わりを持つことは、青少年の健全育成を推進する上で重要なことですが、地域での健全育成について、地域住民が一体となって取り組むべきことは何だと思いませんか。（複数回答可）

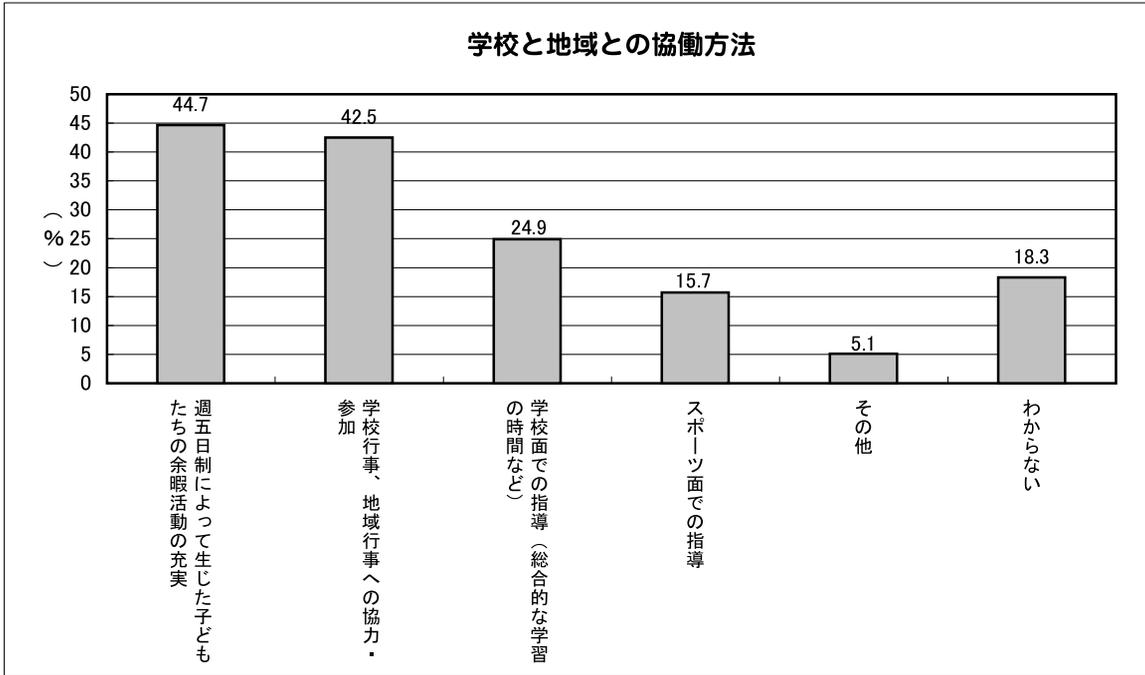


【学校と地域の協働方法】

(統計資料 No. 8-3)

(設問)

学校や地域とはどのような点で協働が可能だと考えますか。2つ以内でお選びください。

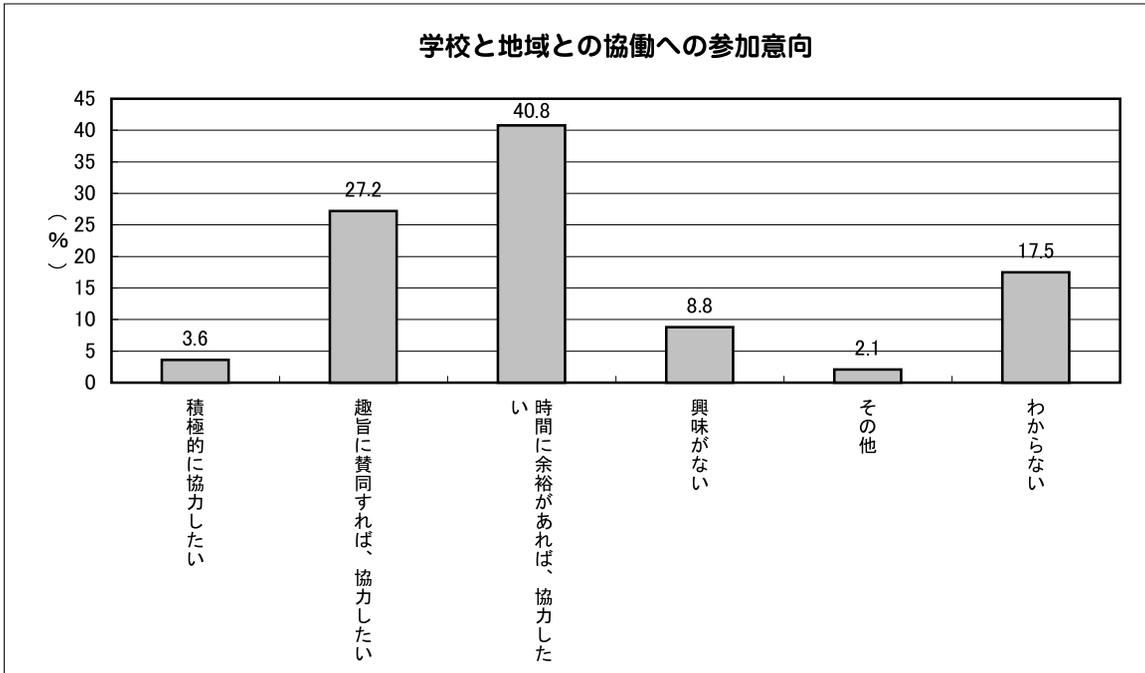


【学校と地域との協働への参加意向】

(統計資料 No. 8-4)

(設問)

学校と地域との協働に参加することについてどのようにお考えですか。1つお選びください。

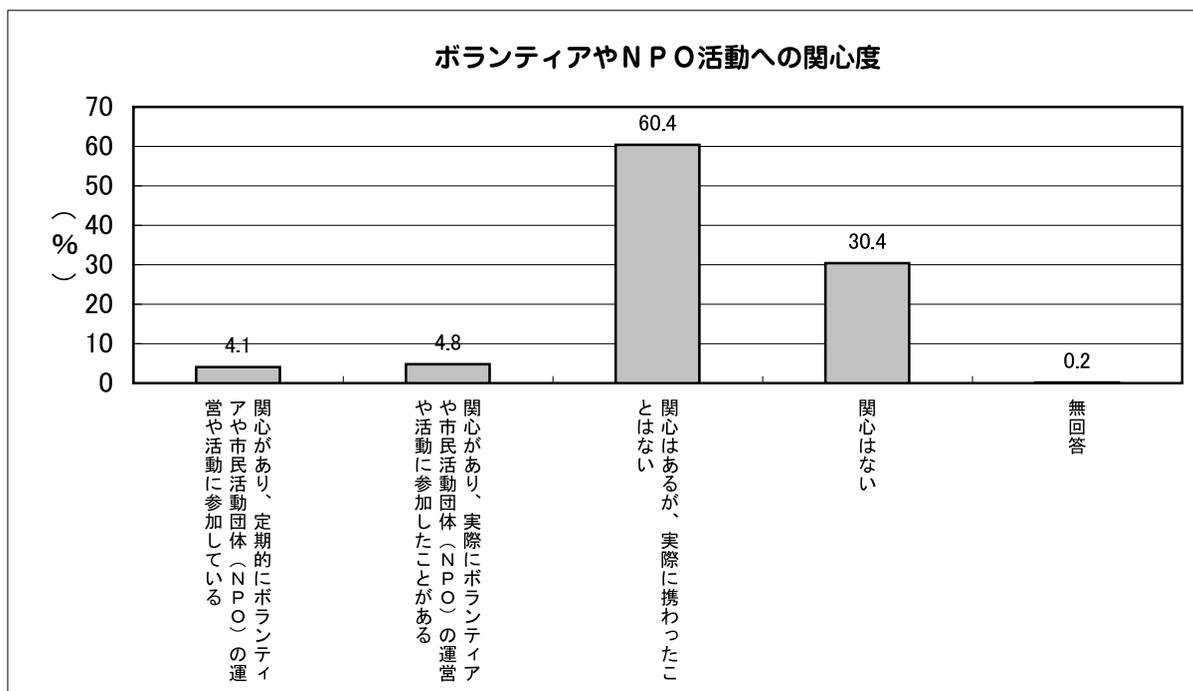


【ボランティアやNPO活動への関心度】

(統計資料 No. 8-5)

(設問)

あなたは、ボランティアや市民活動団体（NPO）の活動に関心がありますか。1つお選びください。

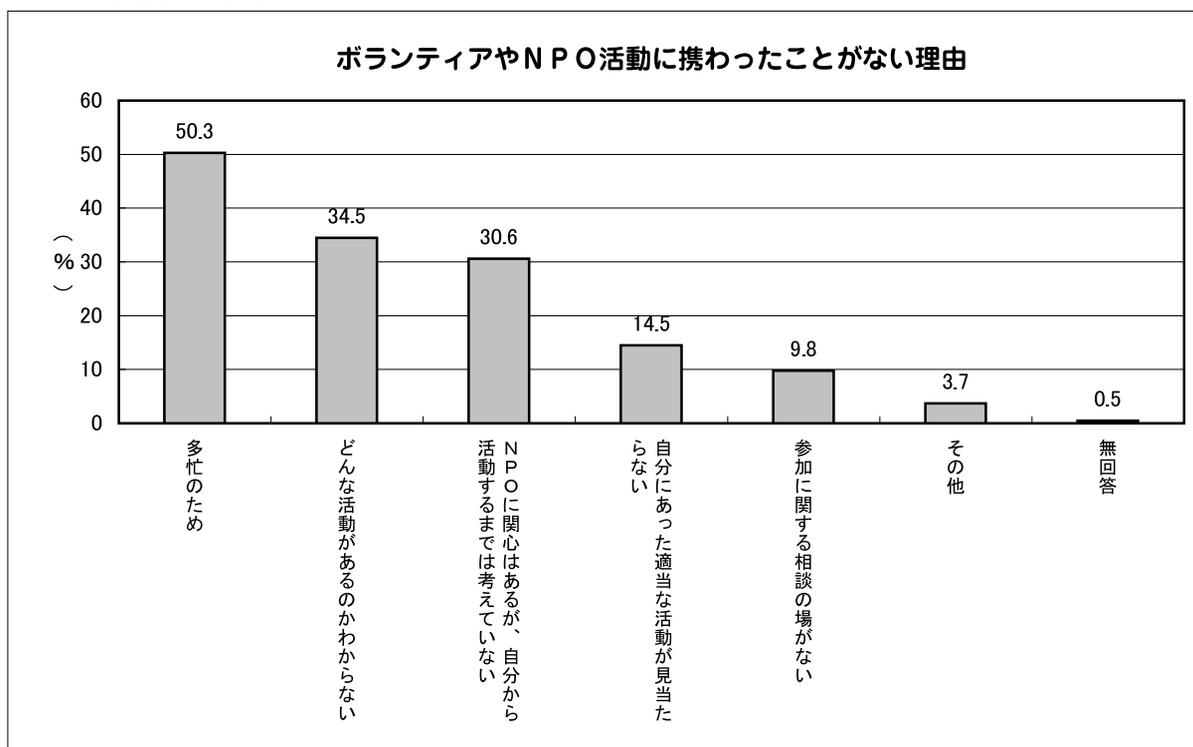


【ボランティアやNPO活動に携わったことがない理由】

(統計資料 No. 8-6)

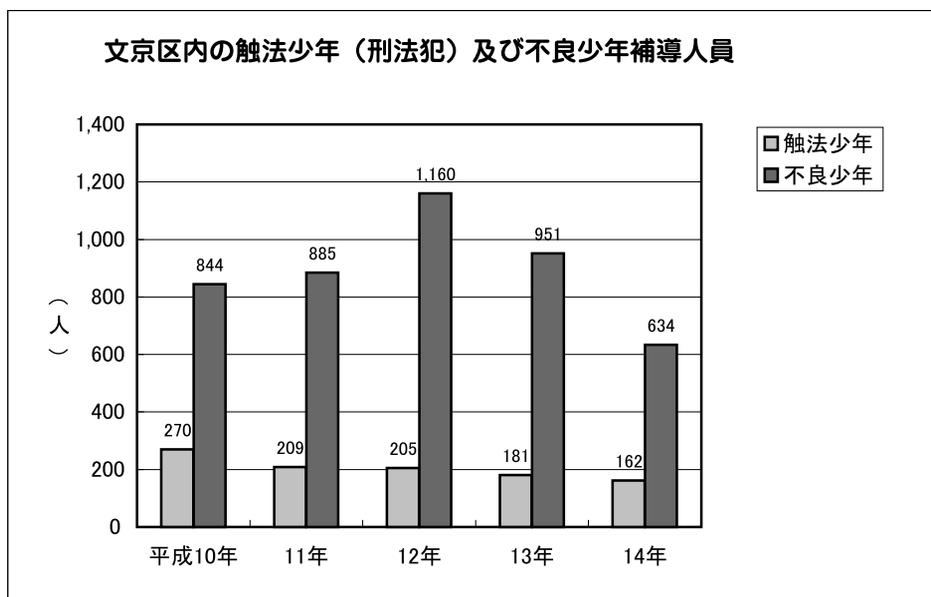
(設問)

(上記設問で「関心はあるが実際に携わったことがない」と答えた方に) 携わったことがない理由をお答えください。いくつかのお選びください。



文京区内の触法少年（刑法犯）及び不良少年補導人員

（統計資料 No. 9）



資料：「文京の統計」

前 文

この条約の締約国は、国連総合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかけがえのない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、国際連盟加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員特に児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えるべきであることを確認し、児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解ある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、児童に対して特別な保護をあたえることの必要性が、1924年の児童の権利に関するジェネーブ宣言及び1959年11月20日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（特に第23条及び第24条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（特に第10条）並びに児童の福祉に関係する専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（北京規則）及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、極めて困難な条件下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別な配慮を必要としていることを認め、児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、あらゆる国民に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、次のとおり協定した。

第1部

第1条（児童の定義）

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

第2条（差別の禁止）

- 1 締約国は、その管轄の下にあり児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
- 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者及び家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第3条（児童に対する措置の原則）

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
- 3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第5条（父母等の責任、権利及び義務の尊重）

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第6条（生命に対する固有の権利）

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第12条（意見を表明する権利）

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規制に合致する方法により直接又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第13条（表現の自由）

- 1 児童は、表現の自由に関する権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。
 - (a) 他の者の権利又は信用の尊重
 - (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第14条（思想、良心及び宗教の自由）

- 1 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。

- 2 締約国は、児童が1の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。
- 3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

第15条（結社及び集会の自由）

- 1 締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める。
- 2 1の権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のための民主的社會において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。

第16条（私生活等に対する不法な干渉からの保護）

- 1 いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。
- 2 児童は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

第17条（多様な情報源からの情報及び資料の利用）

- 締約国は、大衆媒体（マス・メディア）の果たす重要な機能を認め、児童が国の内外の多様な情報源からの情報及び資料、特に児童の社会面、精神面、道徳面の福祉並びに心身の健康の促進を目的とした情報及び資料を利用することができることを確保する。このため、締約国は、
- (a) 児童にとって社会面及び文化面において有益であり、かつ、第29条の精神に沿った情報及び資料を大衆媒体（マス・メディア）が普及させるよう奨励する。
 - (b) 国の内外の多様な情報源（文化的にも多様な情報源を含む。）からの情報及び資料の作成、交換及び普及における国際協力を奨励する。
 - (c) 児童用書籍の作成及び普及を奨励する。
 - (d) 少数集団に属し又は原住民である児童の言語上の必要性について大衆媒体（マス・メディア）が特に考慮するよう奨励する。
 - (e) 第13条及び次条の規定に留意して、児童の福祉に有害な情報及び資料から児童を保護するための適当な指針を發展させることを奨励する。

第18条（児童の養育及び発達についての父母の責任と国の援助）

- 1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。
- 2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の發展を確保する。
- 3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第19条（監護を受けている間における虐待からの保護）

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
- 2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

第20条（家庭環境を奪われた児童等に対する保護及び援助）

- 1 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。
- 2 締約国は、自国の国内法に従い、1の児童のための代替的な監護を確保する。
- 3 2の監護には、特に、里親委託、イスラム法のカフアーラ、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への取容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的な背景について、十分な考慮を払うものとする。

第23条（心身障害を有する児童に対する特別の養護及び援助）

- 1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。
- 2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申し込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。
- 3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達（文化的及び精神的な発達を含む。）を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保護サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。
- 4 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換（リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。）であってこれらの分野における自国の能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、發展途上国の必要を考慮する。

第24条（健康を享受すること等についての権利）

- 1 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康回復のための便宜が与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。
- 2 締約国は、1の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。
 - (a) 幼児及び児童の死亡率を低下させること
 - (b) 基礎的保健の發展に重点を置いて必要な医療及び保健をすべての児童に提供することを確保すること。

- (c) 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保険の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と戦うこと。
 - (d) 母親のための産前産後の適当な保健を確保すること。
 - (e) 社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生（環境衛生を含む。）並びに事故の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。
 - (f) 予防的な保健、父母のための指導並びに家族計画に関する教育サービスを発展させること。
- 3 締約国は、児童の健康を害するような伝統的な慣行を廃止するため、効果的かつ適当なすべての措置をとる。
- 4 締約国は、この条において認められる権利の完全な実現を断る漸進的に達成するため、国際協力を促進し及び奨励することを約束する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第28条（教育についての権利）

- 1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するために、特に、
- (a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
 - (b) 種種の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。
 - (c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。
 - (d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。
 - (e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる
- 2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第29条（教育の目的）

- 1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。
- (a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限まで発達させること。
 - (b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。
 - (c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。
 - (d) すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の間の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。
 - (e) 自然環境の尊重を育成すること。
- 2 この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

第30条（少数民族に属し又は原住民である児童の文化、宗教及び言語についての権利）

種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は原住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は原住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。

第31条（休息、余暇及び文化的生活に関する権利）

- 1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
- 2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重し及び促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を推奨する。

第32条（経済的搾取からの保護、有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利）

- 1 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める
- 2 締約国は、この条の規定の実施を確保するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。このため、締約国は、他の国際文書の関連規定を考慮して、特に、
- (a) 雇用が認められるための一又は二以上の最低年齢を認める。
 - (b) 労働時間及び労働条件についての適当な規則を定める。
 - (c) この条の規定の効果的な実施を確保するための適当な罰則その他の制裁を定める。

第33条（麻薬の不正使用等からの保護）

締約国は、関連する国際条約に定義された麻薬及び向精神薬の不正な使用から児童を保護し並びにこれらの物質の不正な生産及び取引における児童の使用を防止するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置を含むすべての適当な措置をとる。

第34条（性的搾取、虐待からの保護）

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

- (a) 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
- (b) 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
- (c) わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

※各条の見出しは、条例の理解と検索の便を図るため、参考として附したものである。見出しについては外務省国際社会協力部人権難民課及びユニセフ（国連児童基金）駐日代表事務所発行「児童の権利に関する条約」による。

文京区青少年問題協議会条例

〔昭和31年3月19日 条例第5号〕
改正 昭和46年7月13日 条例第19号
平成12年12月8日 条例第64号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定により、文京区に、区長の附属機関として、文京区青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、会長及び次に掲げる者につき区長が委嘱し、又は任命する委員45人以内をもって組織する。

- | | |
|-------------|-------|
| 一 区議会議員 | 9人以内 |
| 二 学識経験者 | 26人以内 |
| 三 関係行政機関の職員 | 7人以内 |
| 四 区の職員 | 3人以内 |

(委員の任期)

第3条 前条第2号の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長の権限並びに副会長の設置及び権限)

第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 協議会に副会長を置く。
- 3 副会長は、委員が互選する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長がともに事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

第5条 協議会は、区長が招集する。

(定足数及び表決数)

第6条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

文京区青少年問題協議会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、文京区青少年問題協議会条例（昭和31年3月文京区条例第5号。以下「条例」という。）第7条の規定により、文京区青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

第2条 条例第2条第3号に規定する関係行政機関の職員は、管内警察署長、巣鴨少年センター所長及び区立小・中学校校長会のうちから会長の推薦する者とする。

2 条例第2条第4号に規定する区の職員は、次の各号に掲げる職にある者とする。

- 一 教育委員会教育長
- 二 区民部長

(協議会)

第3条 定例協議会は、毎年1回定例的に又は必要に応じ招集する。

2 委員が協議議題を提出しようとするときは、件名、提出理由その他必要資料を協議会開催7日前までに、区民部男女平等青少年課に送付しなければならない。

(幹事会)

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会の効率的な運営を図るため、必要事項の調査研究を行う。
- 3 幹事会は、別表一に掲げる者をもって構成する。
- 4 幹事は、区長が委嘱し、又は任命する。
- 5 幹事長は、区民部長の職にあるものとし、幹事会を総括する。

(部会)

第5条 幹事会に現状の問題点や緊急課題について調査研究を行うため、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、幹事長が幹事の中から指名する。
- 3 幹事長は、必要があると認めるときは、専門的知識等を有する者を部会に出席させ、意見を聴き、又は助言を受けることができる。

(事務局)

第6条 協議会、幹事会及び部会の事務局は、区民部男女平等青少年課に設置し、関係事務を処理する。

別表1 第4条関係

文京区青少年問題協議会幹事会

関係団体

文京区青少年対策地区委員会連絡会会長の推薦する者	2人
文京区保護司会会長の推薦する者	2人
文京区民生・児童委員協議会代表総務の推薦する者	2人
文京区立小学校PTA連合会会長の推薦する者	2人
文京区立中学校PTA連合会会長の推薦する者	2人
文京区青少年委員会会長の推薦する者	2人

関係行政機関

文京区企画政策部企画課長
 文京区企画政策部財政課長
 文京区企画政策部広報課長
 文京区総務部総務課長
 文京区総務部防災課長
 文京区区民部区民課長
 文京区区民部経済課長
 文京区区民部男女平等青少年課長
 文京区区民部地域活動センター所長代表
 文京区福祉部福祉課長
 文京区福祉部障害者福祉課長
 文京区福祉部保護課長
 文京区福祉部児童課長
 文京区福祉部保育課長
 文京区福祉部福祉センター所長
 文京区保健衛生部健康推進課長
 文京区保健衛生部生活衛生課長
 文京区保健衛生部保健予防課長
 文京区土木部管理課長
 文京区土木部みどり公園課長
 文京区資源環境部環境対策課長
 文京区教育委員会学校教育部学務課長
 文京区教育委員会学校教育部指導室長
 文京区教育委員会学校教育部教育センター所長
 文京区教育委員会生涯学習部文化振興課長
 文京区教育委員会生涯学習部スポーツ振興課長
 文京区教育委員会生涯学習部真砂中央図書館長
 文京区立小学校教諭
 文京区立中学校教諭
 文京区内都立高校教諭
 文京区内私立高校教諭
 東京保護観察所保護観察官
 警視庁富坂警察署職員
 警視庁大塚警察署職員
 警視庁本富士警察署職員
 警視庁駒込警察署職員
 警視庁巣鴨少年センター主査

文京区青少年問題協議会委員名簿

平成15年10月現在

No	役	氏名	摘要
1	会長	煙山力	文京区長
2	委員	東村昭平	文京区議会議長
3	委員	橋本直和	文京区議会副議長
4	委員	飯田康治	文京区議会総務区民委員長
5	委員	白石英行	文京区議会文教委員長
6	委員	根本純	文京区議会議員
7	委員	武澤房吉	文京区議会議員
8	委員	藤野美子	文京区議会議員
9	委員	高畑久子	文京区議会議員
10	委員	木村民子	文京区議会議員
11	委員	田口一文	文京区保護司会代表
12	委員	中村照男	文京区青少年対策礪川地区委員会代表
13	委員	乙幡恒雄	文京区青少年対策大原地区委員会代表
14	委員	杉山元一	文京区青少年対策大塚地区委員会代表
15	委員	菊本多嘉	文京区青少年対策音羽地区委員会代表
16	委員	牧野匡充	文京区青少年対策湯島地区委員会代表
17	委員	外山真一	文京区青少年対策向丘地区委員会代表
18	委員	斉田宗一	文京区青少年対策根津地区委員会代表
19	委員	楠山正雄	文京区青少年対策汐見地区委員会代表
20	委員	畠山待子	文京区青少年対策駒込地区委員会代表
21	委員	山田須賀	文京区民生・児童委員協議会代表
22	委員	菅沼利雄	文京区町会連合会代表
23	委員	山戸善一	東京商工会議所文京支部
24	委員	亀谷卓夫	文京区青少年委員会代表
25	委員	増渕節子	文京区体育指導委員代表
26	委員	塩見美奈子	文京区女性団体連絡会代表
27	委員	内山貞夫	文京区防犯協会代表
28	委員	野村真紀子	主任児童委員代表
29	委員	岡田暁子	文京区更生保護女性会代表
30	委員	棚橋嘉勝	文京区教育委員会代表
31	委員	田嶋弘一	文京区立小学校PTA連合会代表
32	委員	福田隆造	文京区立中学校PTA連合会代表
33	委員	岩崎大	東京青年会議所文京区委員会代表
34	委員	浦岡勉	都立工芸高等学校
35	委員	川島宏	跡見学園高等学校
36	委員	向山宣義	文京区立小学校校長会代表（誠之小）
37	委員	小野川洲雄	文京区立中学校校長会代表（第五中）
38	委員	松原富雄	富坂警察署長
39	委員	相澤真史	大塚警察署長
40	委員	坂本忠男	本富士警察署長
41	委員	山崎希岳	駒込警察署長
42	委員	野口文雄	巣鴨少年センター所長
43	委員	中村満吉	文京区教育委員会教育長
44	委員	奥山勇五郎	文京区区民部長

【事務局】 文京区区民部男女平等青少年課青少年係

策定部会員名簿

選出母体	プロジェクトチーム	氏名	備考
青少年対策地区委員会連絡会	策定P T	石田 幸雄	
青少年対策地区委員会連絡会	ダイジェストP T	清水 洋子	
保護司会	ダイジェストP T	井手 章子	
保護司会	策定P T	楠本 義雄	
民生・児童委員協議会（主任児童委員）	策定P T	坂庭富士雄	
民生・児童委員協議会	ダイジェストP T	深谷 純子	
区立小学校P T A連合会	策定P T	寺井誠一郎	
区立小学校P T A連合会	ダイジェストP T	深澤 敦子	
区立中学校P T A連合会	ダイジェストP T	関口 昌彦	
区立中学校P T A連合会	策定P T	根本 純	第7回P T会議まで
区立中学校P T A連合会		福島 一雅	第2回策定部会より
青少年委員会	ダイジェストP T	小山 善也	
青少年委員会	策定P T	根尾 英子	
区立小学校		伊東季一郎	第1回策定部会まで
区立小学校		諸岡 浩	第2回策定部会より
区立中学校	策定P T	金子 文雄	第6回P T会議まで
区立中学校		工藤 公彦	第2回策定部会より
都立高等学校		松本 哲雄	
私立高等学校		伊藤 淑子	第2回策定部会まで
私立高等学校		鵜崎 俊彦	第3回策定部会より
文京区区民部男女平等青少年課	策定P T	金田 正美	

【事務局】 文京区区民部男女平等青少年課青少年係

策定部会開催記録

平成14年度	平成14年9月24日(火)	第1回策定部会	障害者会館 B会議室	・策定にあたっての共通認識 ・プロジェクトチームメンバーの選出
	平成14年10月24日(木)	策定P T(第1回)	区民センター 2B会議室	・事業調査実施について ・推進項目の検討
	平成14年11月19日(火)	策定P T(第2回)	シルバーセンター 会議室B	・調査経過報告 ・推進項目の検討
	平成14年12月18日(水)	策定P T(第3回)	障害者会館 B会議室	・推進項目の検討
	平成15年1月23日(木)	策定P T(第4回)	1101会議室	・体系図の検討 ・調査結果報告
	平成15年2月17日(月)	策定P T(第5回)	シルバーセンター 実習室	・体系図の検討 ・青少年参画について ・区報掲載「座談会」報告
	平成15年3月19日(水)	策定P T(第6回)	シルバーセンター 会議室B	・体系図と調査結果の整合性
平成15年度	平成15年4月21日(月)	策定P T(第7回)	中小企業振興センター 研修室B	・項目の見直し ・計画の対象・ビジョン・視点について確認
	平成15年5月6日(火)	策定P T(第8回)	中小企業振興センター 研修室B	・体系図をイメージ図化
	平成15年5月26日(月)	策定P T(第9回)	シルバーセンター 実習室	・イメージ図の見直し ・項目の現状と課題
	平成15年6月9日(月)	第2回策定部会	シルバーセンター 実習室	・P T会議においての検討経過 ・支援計画の項目とイメージについて
	平成15年7月3日(木)	第3回策定部会	シルバーセンター 実習室	・項目の解説について ・より項目を明確にするために
	平成15年7月24日(木)	第4回策定部会	区民センター 3C会議室	・項目のイメージ化
	平成15年8月28日(木)	第5回策定部会	シルバーセンター 実習室	・支援計画(案)の提示
	平成15年9月18日(木)	第6回策定部会	シルバーセンター 実習室	・支援計画(案)の検討
	平成15年9月26日(金)	青少年問題協議会 幹事会	シルバーホール	中間報告
	平成15年10月15日(水)	第7回策定部会	区民センター 3D会議室	・支援計画(案)の内容等再確認
	平成15年10月27日(月)	青少年問題協議会	区議会第二委員会室	中間報告
	平成15年11月11日(火)	第8回策定部会	シルバーセンター 会議室B	・中間報告指摘事項の確認 ・青少年の声アンケート
	平成15年11月21日(金)	ダイジェストP T(第1回)	2103会議室	・ダイジェスト版の作成にあたって
	平成15年12月11日(木)	ダイジェストP T(第2回)	1102会議室	・ダイジェスト版の形態について
	平成15年12月11日(木)	第9回策定部会	1101会議室	・重点行動まとめ ・タイトル決定
	平成16年1月15日(木)	ダイジェストP T(第3回)	2104会議室	・ダイジェスト版の掲載内容について
	平成16年1月15日(木)	第10回策定部会	2104会議室	・最終確認
	平成16年1月26日(月)	青少年問題協議会 幹事会	2103～4会議室	最終報告
	平成16年2月10日(火)	青少年問題協議会	区議会第一委員会室	最終報告